

【2010年12月24日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第17号 ■

天皇皇后両陛下が働く障害者を激励
～助成金の活用で、障害者雇用への一層のご協力をお願いします～

障害者週間（12月3～9日）に合わせ、12月7日、天皇皇后両陛下が障害者雇用のために設立された「株式会社マルイキットセンター（埼玉県戸田市）」を訪問されました。従業員一人一人に声掛けするなど、熱心に働く障害者を激励されました。

【厚生労働省フォトレポート】

<http://www.mhlw.go.jp/photo/2010/12/ph1207-01.html>

今回、両陛下が訪問された「株式会社マルイキットセンター」は、小売業の株式会社丸井グループの子会社（特例子会社）で、店舗販売に使用する用品のピックアップなど、販売業務を側面からサポートする業務に約30人の障害者が働いています。

障害者雇用義務制度においては、各企業は全従業員数の1.8%（法定雇用率）以上の障害者を雇用することが法律で義務付けられています。

この「法定雇用率」は本来企業ごとに義務付けられていますが、「特例子会社」制度により、一定の要件をクリアすれば、子会社で雇用している障害者も、親会社が雇用しているものとみなすことができます。「株式会社マルイキットセンター」をはじめ、特例子会社は全国で283社（平成22年6月1日時点）認定されていて、約1万人の障害者が活躍しています。

特例子会社の設立には一定の要件がありますが、企業にとっては、障害者の働く場を子会社化することで、仕事の確保や職場環境の整備の際、障害の特性に配慮しやすくなるなどのメリットがあります。

障害者の雇用促進には、企業の皆さまのご理解が不可欠です。特例子会社制度のほか、初めて障害者を雇用する中小企業に100万円を支給する「障害者初回雇用奨励金」など各種助成金をご活用いただき、障害者雇用への一層のご協力をお願いいたします。

【障害者雇用義務制度】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/04.html>

【障害者雇用関係の各種助成金】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/joseikin.html>

=====

- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
- ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====